



空き家バンクへの登録後に

家財道具の処分費用を補助します。

内容

市内事業者が請け負う家財道具等の搬出・処分やそれに伴う清掃費用を補助します。

※ 家財道具等の搬出・処分は、市内で事業を行う家庭用一般廃棄物処理業者が請け負うものに限ります。

対象者

- ✓ 空き家の所有者で、空き家バンクに2年以上継続して物件を登録する方
- ✓ 県外からの転入者で、空き家バンクを通じて入居する方

対象経費

- ✓ 空き家に残っている家財道具等の搬出・処分費用
- ✓ 処分に伴う空き家の清掃費用

補助金額

最大10万円

※対象経費の2分の1

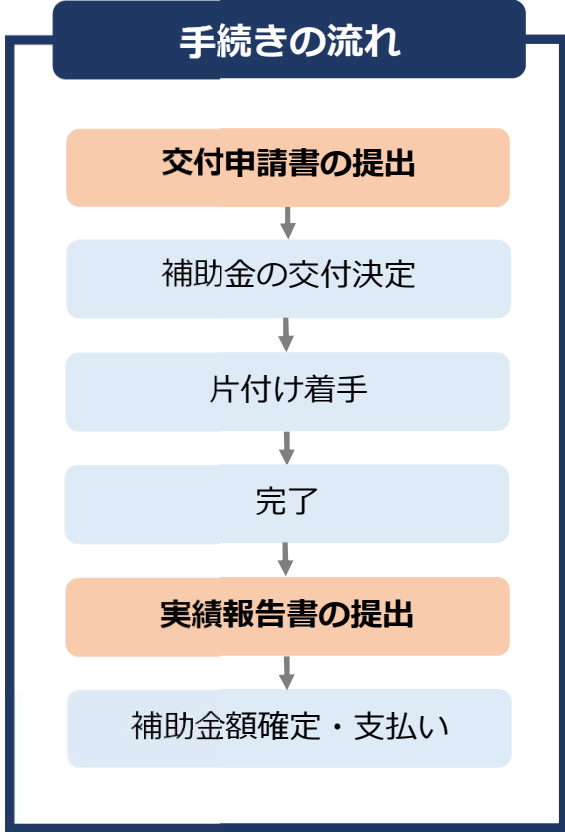
申請方法

次の書類を直接または郵送で建築住宅課に提出してください。

- 【提出書類】
- ✓ 交付申請書
 - ✓ 見積書の写し
 - ✓ 現況写真
 - ✓ 空き家の売買・賃貸契約書（県外からの転入者のみ）
 - ✓ 居住地の市税完納証明書（市外在住の申請者）

**令和6(2024)年度
申請受付開始！**

先着10件



お問合せ

柏崎市 都市整備部 建築住宅課 指導係

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2-1

電話 0257-21-2291 FAX 0257-23-5116

詳しくはWebで検索！



柏崎市 家財道具処分費補助

